

東京大学大学院総合文化研究科 特任研究員（特定有期雇用教職員） 公募要項

1.	職名及び人数	特任研究員 1名
2.	契約期間	2025年4月1日以降できるだけ早い時期 ～ 2026年3月31日
3.	更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。ただし、更新回数は2回、在職できる期間は2028年3月31日を限度とする。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：原則同一部局内
6.	所属	大学院総合文化研究科 広域科学専攻 生命環境科学系 新井研究室
7.	業務内容	科学技術振興機構（JST）革新的GX技術創出事業（GteX）研究課題「超並列たんぱくプリンタシステムの開発」に関する業務。 （概要説明）新井研究室（ https://folding.c.u-tokyo.ac.jp/ ）では、産業などに有用なタンパク質（酵素）を効率的にデザインできる汎用的手法の開発に取り組んでいます。特に、カーボンニュートラルなバイオ燃料生産などを実現する革新的な酵素を効率的に開発するための実験的および理論的手法の開発を目指します。実験と理論の両方に熱意をもって取り組むことのできる方を広く募集します。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額30万円～40万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合に支給、原則55,000円/月まで）
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	1）博士の学位を有する方（着任時までに学位取得見込み者を含む）、または同等の能力を有する方。 2）バイオインフォマティクスやAIなどを用いた理論的なタンパク質デザインに興味がある方。 3）生命科学分野（生化学、分子生物学、生物物理学、あるいは細胞生物学など）における実験的研究の経験があることが望ましい。 4）東京大学の公共性を自覚し、使命感を持って働ける方。 5）協調性があり、チームワークを尊重できる方。 6）主体性があり、業務の遂行に意欲的な方。
14.	提出書類	1）東京大学統一履歴書（様式については以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf 2）研究業績リスト（原著論文（査読有・無）、学会発表、著書などに分類） 3）これまでの研究概要（日本語でA4用紙2ページ程度） 4）着任後の職務に対する抱負（日本語でA4用紙1ページ程度）

		5) 応募者について照会できる方2名の氏名と連絡先
15.	提出方法	<p>上記書類を全てまとめて1つのPDFファイルとし、氏名をファイル名にして(例: 東大花子.pdf)、以下のURLにアップロードすること。 http://bit.ly/3BbnHka ※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
16.	応募締切	<p>2024年10月31日(木) 必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。</p>
17.	問い合わせ先	<p>〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学 大学院総合文化研究科 広域科学専攻 生命環境科学系 担当: 新井宗仁 e-mail: arai [at mark] bio.c.u-tokyo.ac.jp ※上記メールアドレスの[at mark]は@に置き換えてください。</p>
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。